

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(高浜1, 2, 3, 4号炉設置変更(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策))【29】」

2. 日時：令和2年9月30日(水) 10時30分～11時15分

3. 場所：原子力規制庁 9階耐震会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

小山田安全規制調整官、三井上席安全審査官※、中村主任安全審査官※、永井主任安全審査官、菅谷技術研究調査官、磯田係員

関西電力株式会社：

土木建築室 地震津波評価グループ チーフマネジャー 他2名※

原子力事業本部 原子力土木建築センター 副長※

東京支社 技術グループ マネジャー※

5. 要旨

(1) 原子力規制庁から、関西電力株式会社(以下「関西電力」という。)に対して、本年9月7日面談時に受領した、本年9月3日に提出された高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の設置変更許可申請(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策)に関する補正内容との比較表(対平成28年4月20日許可時及び本年8月20日補正時)の記載内容のうち、本年8月17日に受領した基準津波に関するとりまとめ資料も踏まえ、以下の内容について、適切に審査内容を反映した記載となっているかを確認した。

① 「海底地すべりのうち敷地への遡上若しくは水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある波源の確認」における「各エリアで規模が1～3位のものを選定する」過程とその選定内容に関する記述について

【設置変更許可申請記載箇所 1号炉及び2号炉：6.2.3.1(6)；3, 4号炉：7.2.3.1(6)】

② 「敷地への遡上若しくは水位の低下による海水ポンプへの影響のおそれがある波源がある場合」の基準津波を選定する条件(定義)に関する不明瞭な記述について

【設置変更許可申請記載箇所 1号炉及び2号炉：6.2.5.1②；3, 4号炉：7.2.5.1②】

(2) 関西電力から、確認事項に対し、以下の回答があった。

① 隠岐トラフにおける海底地すべりのうち、エリアAについては、崩壊規模が最大の海底地すべり(Es-G3)による津波が敷地への影響がないため、崩壊規模が2位及び3位の海底地すべりを評価対象として選定していないことについて、より適切に表現できるように記述を検討する。

② 基準津波を選定する条件については、本年8月28日面談での改善要求に対して対応したものであるが、基準津波を選定する条件については、新規制基準への適合性が不明瞭であることから、より適切に表現できるように検討する。

(3) これに対し、原子力規制庁は、基準津波を選定する条件の記述(②)については、敷地(評価点)の高さや海水ポンプの取水可能水位など、評価水位と比較する数値を記載した上で定義として明確な記述とすること、また、基準津波3及び基準津波4を選定した事実と齟齬の無いように適正な記述とすることを改めて求めた。

(4) 関西電力から、設置変更許可申請は、審査内容を適切に反映したものとなるよう、改めて提出する旨の回答があった。

6. その他

○参考資料1(令和2年9月7日面談にて提出済み資料):

- ・資料① 高浜発電所 補正申請書(1号炉)
- ・資料② 高浜発電所 補正申請書(2号炉)
- ・資料③ 高浜発電所 補正申請書(3, 4号炉)
- ・資料④ 図表集(地盤)
- ・資料⑤ 図表集(津波)

○参考資料2(令和2年8月17日提出済み資料):

- ・高浜発電所1~4号炉 津波警報が発表されない可能性のある津波への対応に係る基準津波評価について
- ・高浜発電所1~4号炉 津波警報が発表されない可能性のある津波への対応に係る基準津波評価について(参考資料)
- ・高浜発電所1~4号炉 基準津波について

以上